

公文書管理委員会（区長の附属機関）について

1 所掌事項

(1) 国における取扱い

保存期間が満了した行政文書等ファイル等を廃棄しようとするとき、各省庁の総括文書管理者を通じて内閣府に事前に協議したうえで、文書を国立公文書館に移管又は廃棄する仕組みとなっている。

また、専門的・第三者的な見地から調査審議を行うため、内閣府に公文書管理委員会が設置されており、以下の所掌事項について調査審議を行い、内閣総理大臣等に対し答申を行っている。

- ア 特定歴史公文書等の利用請求に係る審査請求
- イ 政令の制定又は改廃
- ウ 行政文書管理規則
- エ 特定歴史公文書等の廃棄
- オ 利用等規則
- カ 公文書等の管理について改善すべき旨の勧告

(2) 他自治体（14 市）における取扱い

ア 公文書管理委員会を設置している。

14 市のうち 12 市（東神楽町、丸亀市はなし。）

イ 所掌事務の例

①保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするとき

9 市（酒田市、世田谷区、小平市、甲賀市、熊本市、新潟市、鹿児島市、犬山市、豊島区）

世田谷区：すべて。例外規定なし。

新潟市：すべて。ただし、3 年未満の保存期間が設定されたフォルダ等は対象外。

豊島区及び犬山市：すべて。ただし、1 年以下の保存期間が設定されたフォルダ等は対象外。

鹿児島市及び小平市：保存期間 30 年の文書のみ。

その他 3 市は不明。なお、3 市の諮問件数は、酒田市約 800 件、熊本市約 2 万件、甲賀市は件数不明。

②制度にかかる重要事項

6 市（小平市、金沢市、甲賀市、尼崎市、さぬき市、鹿児島市）

③歴史的公文書の利用請求にかかる審査請求

5 市（金沢市、甲賀市、尼崎市、さぬき市、熊本市）

④歴史的公文書の廃棄に関する事項

4市（小平市、尼崎市、さぬき市、鹿児島市）

⑤歴史的公文書の選別基準の制定又は改廃に関する事項

2市（小平市、犬山市）

⑥職務の遂行上必要で保存期間を延長するとき

1市（犬山市）

その他、報告事項を定めている自治体もある。（公文書の簿冊を廃棄したとき（尼崎市）、公文書の分類に関する基準の制定又は改廃をしたとき（犬山市））

また、審査請求先は、情報公開請求に関する審査請求を審議する会議体へ諮問する旨を規定している自治体が多い（14市中9市）。

（3）本区の現状（文書を廃棄する際）

保存年限30年未満の文書は、各課が廃棄の可否を判断している。

保存年限30年以上の文書は、文書主管課（総務課）と各課協議の上、歴史的公文書に指定するか、あるいは保存期間を延長するか、あるいは廃棄するか、いずれかを判断している。

（4）本区の方向性（案）

ア 所掌事項

実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、又は審議して答申するほか、公文書等の管理に関する重要事項について建議することができる。

（ア）公文書管理条例の改廃に関する事項

（イ）公文書の分類及び保存期間に関する基準の改廃に関する事項

（ウ）歴史資料として重要な公文書を選別するための基準の改廃に関する事項

（エ）保存期間を満了した公文書の歴史的公文書の指定に関する事項

（オ）歴史的公文書の廃棄に関する事項

なお、保存期間を満了した公文書の廃棄については、公文書管理委員会には諮問せず、区に常駐する専門職員が原本を確認し、廃棄してよいかどうかを点検する仕組みを構築することとしたい。

イ 審査請求の諮問先

情報公開請求に関する審査請求と同様に、行政不服審査会へ諮問したらどうか。

ウ 委員構成等

学識経験者、行政書士、区民代表の5名とし、任期を3年としたらどうか。